

協議第27号

使用料・手数料等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	16 使用料・手数料等の取扱い
<p>1 使用料については、次のとおり取り扱うものとする。ただし、新町における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金並びに減免規定のあり方について、新町において引き続き検討する。</p> <p>(1) 施設使用料については、施設の内容及び建設年度が異なることなどから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、統一するよう調整する。</p> <p>(2) 公営住宅使用料及び特定公共賃貸住宅使用料については、家賃の算定方法について、合併時まで再編する。</p> <p>(3) 占用料、行政財産使用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。</p> <p>(4) 土木用機械使用料については、合併時に廃止する。</p> <p>(5) 町営バス使用料については、合併時まで調整する。</p> <p>(6) 幼稚園使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>2 手数料については、合併時に統一する。</p>	

「協議第27号 使用料・手数料等の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	16 使用料・手数料等の取扱い
調整の内容	<p>1 使用料については、次のとおり取り扱うものとする。ただし、新町における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金並びに減免規定のあり方について、新町において引き続き検討する。</p> <p>(1) 施設使用料については、施設の内容及び建設年度が異なることなどから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、統一するよう調整する。</p> <p>(2) 公営住宅使用料及び特定公共賃貸住宅使用料については、家賃の算定方法について、合併時までに再編する。</p> <p>(3) 占用料、行政財産使用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。</p> <p>(4) 土木用機械使用料については、合併時に廃止する。</p> <p>(5) 町営バス使用料については、合併時までに調整する。</p> <p>(6) 幼稚園使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>2 手数料については、合併時に統一する。</p>

区分	使用料の種類	幕別町	更別村	忠類村	調整の具体的内容
1 使用料	公民館等使用料	コミュニティセンター（6カ所） 近隣センター（39カ所） 中央会館〔貸付収入〕 （幕別中央会館・札内中央会館） 公民館 （幕別公民館・札内公民館 糠内公民館・駒島公民館） 町民会館（併設：幕別公民館）		コミュニティセンター	現行のとおりとする。  （附属資料P1～6）
	福祉等施設使用料	札内福祉センター （併設：札内公民館）	社会福祉センター 上更別福祉館 老人保健福祉センター 福祉の里総合センター 更別憩いの家	ふれあいセンター福寿	現行のとおりとする。  （附属資料P6～11）

区分	使用料の種類	幕別町	更別村	忠類村	調整の具体的内容																					
1 使用料 (つぎ)	衛生等施設使用料	墓地 (幕別・相川・軍岡・南勢 札内・千住・稲志別、途別 糠内・古舞)	墓地 (更別、上更別)	白銀霊園	現行のとおりとする。ただし、忠類村の管理料については、合併時に廃止する。 (附属資料P11～12)																					
		葬斎場	火葬場 住民無料	(南十勝3町村複合事務組合 火葬場) 構成町村住民無料	幕別町の例により、合併時に統一する。 (附属資料P12)																					
	産業等施設使用料	幕別ふるさと味覚工房 農業担い手支援センター 農業担い手会館 集落センター 札内勤労者福祉会館 明野ヶ丘スキー場	ふるさと館  勤労者会館  さらべつカントリーパーク	白銀台スキー場 ナウマン温泉アルコ236	現行のとおりとする。   (附属資料P12～18)																					
		育成牧場	村営牧場	村営放牧利用施設	合併時に統一する。  <table border="1"> <thead> <tr> <th>家畜の種類</th> <th>月令区分</th> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳用雌牛</td> <td></td> <td>230円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>肉用雌牛</td> <td></td> <td>230円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農用雌馬 仔馬</td> <td>12カ月未満</td> <td>90円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>12カ月以上</td> <td>230円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>捕獲料</td> <td></td> <td colspan="2">2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	家畜の種類	月令区分	町内	町外	乳用雌牛		230円	250円	肉用雌牛		230円	250円	農用雌馬 仔馬	12カ月未満	90円	100円	12カ月以上	230円	250円	捕獲料	
家畜の種類	月令区分	町内	町外																							
乳用雌牛		230円	250円																							
肉用雌牛		230円	250円																							
農用雌馬 仔馬	12カ月未満	90円	100円																							
	12カ月以上	230円	250円																							
捕獲料		2,000円																								
社会教育等施設使用料	少年自然の家 働く婦人の家 百年記念ホール ふるさと館	農村環境改善センター	忠類ナウマン象記念館	現行のとおりとする。   (附属資料P18～27)																						

区分	使用料の種類	幕別町	更別村	忠類村	調整の具体的内容	
1 使用料 (つひき)	体育施設等施設使用料	札内スポーツセンター 農業者トレーニングセンター 武道館 陸上競技場 運動公園野球場	農業者トレーニングセンター 柔剣道場  コミュニティプール パークゴルフ場(プラムカントリー・ さらべつカントリーパーク)	体育館	現行のとおりとする。  (附属資料 P16～17、 P28～30)	
	公営住宅等使用料	公営住宅 特定公共賃貸住宅	村営住宅 特定公共賃貸住宅	村営住宅 特定公共賃貸住宅	家賃の算定方法について、 合併時まで再編する。 (附属資料 P30～31)	
		町営住宅	定住化促進住宅		現行のとおりとする。 (附属資料 P31～32)	
	教職員住宅等使用料	職員住宅〔貸付収入〕 教員住宅〔貸付収入〕	村有住宅〔貸付収入〕	職員住宅〔公宅使用料〕	現行のとおりとする。ただし、 新町において算定基準を統一する よう調整する。 (附属資料 P32～34)	
	占用料	道路占用料	道路	道路	道路	幕別町の例により、合併時に統一する。  (附属資料 P34～45)
		河川占用料	土地占用料 土石採取料その他の河川産出 物採取料 流水占用料	土地占用料 土石採取料その他の河川産出 物採取料 流水占用料	土地占用料 土石採取料その他の河川産出 物採取料 流水占用料	
		公園使用料	公園			
	行政財産使用料	土地・建物・電柱等	土地・建物・電柱等支持物	土地・建物	幕別町の例により、合併時に統一する。 (附属資料 P45～46)	
	土木用機械使用料	グレーダー			合併時に廃止する。 (附属資料 P46)	
	町村営バス使用料	町営バス			合併時まで調整する。 (附属資料 P46～47)	
幼稚園使用料	わかば幼稚園	更別幼稚園 上更別幼稚園		現行のとおりとする。 (附属資料 P47)		

区分	番号	手数料の種類	幕別町		更別村		忠類村		調整の具体的内容		
			単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額	
2	1	【地籍関係】 地籍図等図面の複写手数料	B4版 1枚につき	250円	1葉につき	200円	1枚につき	400円	合併時に統一する。		
			A2版 1枚につき	500円					地籍図の閲覧手数料	1枚につき	400円
			B0版 1枚につき	1,250円					地籍図の交付手数料	1枚につき	500円
									地籍簿の閲覧手数料	1枚につき	400円
									地籍簿の交付手数料	1枚につき	500円
									その他地籍成果の閲覧手数料	1枚につき	400円
	2	地籍簿の複写手数料					1筆につき	400円	その他地籍成果の交付手数料	1枚につき	800円
	3	地籍測量成果の複写手数料					1枚につき	800円	その他地図・図面等の交付手数料		
	4	号線中心点成果の複写手数料					1枚につき	1,000円	白黒 A 3版	1枚につき	300円
	5	その他の地籍成果の複写手数料					1枚につき	1,000円	白黒 A 2版	1枚につき	500円
6	地籍集成図の描写手数料					1図郭描写につき	1,000円	白黒 A 1版	1枚につき	800円	
								白黒 A 0版	1枚につき	1,000円	
								カラー A 3版	1枚につき	600円	
								カラー A 2版	1枚につき	1,000円	
								カラー A 1版	1枚につき	1,600円	
								カラー A 0版	1枚につき	2,000円	
								写真 A 3版	1枚につき	900円	
								写真 A 2版	1枚につき	1,500円	
								写真 A 1版	1枚につき	2,400円	
								写真 A 0版	1枚につき	3,000円	
7	【情報公開関係】 情報公開に係る公文書の写しの作成に要する費用										
		ア 町村が管理する複写機(当該複写機により複写できる大きさのものに限る)による場合	1枚	10円	1枚	10円			1枚	10円	
		イ 町村が管理するカラー複写機(当該複写機により複写できる大きさのものに限る)による場合	1枚	50円	1枚	100円			1枚	50円	
		ウ 外部業者に発注しなければ複写できないもの	当該複製に要した額		当該複製に要した額				当該複製に要した額		
		エ 録音テープ其他媒体の複製によるもの	当該複製に要した額		当該複製に要した額				当該複製に要した額		
		8	情報公開に係る公文書写しの送付に要する費用	当該送付に要する額		当該送付に要する額				当該送付に要する額	
	" (FAXにより送付した場合)			1枚あたり	10円						

区分	番号	手数料の種類	幕別町		更別村		忠類村		調整の具体的内容	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手 数 料 ( つ き)	9	【税務関係】 臨時運行許可申請手数料	1両につき	750円	1両につき	750円	1両につき	750円	1両につき	750円
	10	住宅用家屋証明申請手数料	1件につき	1,300円	1件につき	1,300円			1件につき	1,300円
	11	営業及び職業に関する証明手数料	1通につき	500円	1件につき	400円	1件につき	250円	1通につき	500円
	12	会社、組合、法人に関する証明手数料					1件につき	250円	合併時に廃止する。	
	13	土地又は建物の評価額に関する証明手数料	書類1件につき	250円	1筆(棟)につき	200円	1筆1棟につき	250円	書類1件につき	250円
	14	租税及び公課に関する証明手数料			1件につき	200円			合併時に廃止する。(15他に統合)	
	15	納税証明事項を記載した証明手数料	1年度、1税目につき	150円	(1件につき14を適用)	200円	1税目につき	250円	1年度、1税目につき	150円
	16	納税証明事項のうち固定資産税相当額を記載した証明手数料	1筆又は1棟につき	250円 (1棟(筆)を超える場合は1棟(筆)ごとに50円加算)	(1筆(棟)につき13を適用)	200円	(1筆1棟につき13を適用)	250円	1筆又は1棟につき	250円 (1棟(筆)を超える場合は1棟(筆)ごとに50円加算)
	17	固定資産税課税台帳に登録されている土地又は家屋の所有証明手数料	書類1件につき	250円	(1筆(棟)につき13を適用)	200円	(1筆1棟につき13を適用)	250円	書類1件につき	250円
	18	道町(村)民税の額の基礎となった事項のうち所得に関する証明手数料	1通につき	250円	(1件につき14を適用)	200円	(1件につき15を適用)	250円	1通につき	250円
	19	道町(村)民税の額の基礎となった事項のうち税額に関する証明手数料	1通につき	250円	(1件につき14を適用)	200円	(1件につき15を適用)	250円	1通につき	250円
	20	無職無収入申告書に基づく無職無収入に関する事項の証明手数料	1通につき	250円	(1件につき14を適用)	200円	(1件につき15を適用)	250円	1通につき	250円
	21	【住民・戸籍関係】 戸籍謄抄本の交付手数料	1通につき	450円	1通につき	450円	1通につき	450円	1通につき	450円
	22	戸籍記載事項証明手数料	証明事項1件につき	350円	証明事項1件につき	350円	証明事項1件につき	350円	証明事項1件につき	350円
	23	除籍、改正原戸籍謄抄本の交付手数料	1通につき	750円	1通につき	750円	1通につき	750円	1通につき	750円
	24	除籍記載事項証明	証明事項1件につき	450円	証明事項1件につき	450円	証明事項1件につき	450円	証明事項1件につき	450円
25	戸籍受理証明・書類記載事項証明	1通につき	350円	1通につき	350円	1通につき	350円	1通につき	350円	
26	戸籍受理証明(上質紙を用いた場合)	1通につき	1,400円	1通につき	1,400円	1通につき	1,400円	1通につき	1,400円	

区分	番号	手数料の種類	幕別町		更別村		忠類村		調整の具体的内容	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手 数 料 ( つ づ き)	27	戸籍届出書類閲覧手数料	書類1件につき	350円	書類1件につき	350円	書類1件につき	350円	書類1件につき	350円
	28	住民基本台帳に関する証明手数料	1通につき	250円			1枚につき	250円 (1枚を超えるごとに50円加算)	1通につき	250円
		ア 住民票(除票を含む)の写し及び住民票の記載事項に関する証明			1件につき	200円				
		5人まで			1件につき	400円				
		6人以上10人まで			1件につき	600円				
		11人以上								
	29	イ 戸籍の附票(除票を含む)の写し及び戸籍附票の記載事項に関する証明	1通につき	250円	1枚につき	200円	1枚につき	250円	1通につき	250円
	30	ウ 広域交付住民票の交付手数料	1通につき	250円			1枚につき	250円 (1枚を超えるごとに50円加算)	1通につき	250円
		5人まで			1件につき	200円				
		6人以上10人まで			1件につき	400円				
		11人以上			1件につき	600円				
	31	エ 住民基本台帳カードの交付手数料	1枚につき	500円	1枚につき	500円	1枚につき	500円	1枚につき	500円
	32	外国人登録原票記載事項に関する証明手数料	1通につき	250円	1枚につき	200円	1枚につき	250円	1通につき	250円
	33	住所、居所に関する証明手数料					1件につき	250円	合併時に廃止する。 (34,35に統合)	
34	戸籍簿又は除票簿に記載のないことの証明手数料(不在籍証明)	1通につき	200円	(1件につき85を適用)	200円)	(1件につき33を適用)	250円)	1通につき	250円	
35	住民票、同除票又は戸籍の附票に記載のないことの証明手数料(不在証明)	1通につき	250円	(1件につき85を適用)	200円)	(1件につき33を適用)	250円)	1通につき	250円	
36	身分(元)に関する証明手数料			1件につき	200円	1件につき	250円	1件につき	250円	
37	成年被後見人及び被保佐人若しくは破産者でないことの証明手数料	1件につき	250円					合併時に廃止する。(36に統合)		
38	介護保険料の納付に関する証明手数料	1年度につき	150円					1年度につき	150円	
39	住民票(除票を含む)閲覧手数料	1件につき	100円	1人につき	100円	(1件につき40を適用)	250円)	1件につき	100円	
40	公簿、書類及び地籍図の閲覧手数料		<無料>	1葉につき	100円	1件につき	250円	(地籍図除く) 合併時に廃止する。<無料>		

区分	番号	手数料の種類	幕別町		更別村		忠類村		調整の具体的内容	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手 数 料 (つづき)	41	印鑑登録に関する証明手数料	1通につき	250円	1件につき	200円	1件につき	250円	1通につき	250円
	42	印鑑登録証再交付手数料	1件につき	300円	1件につき	200円			1件につき	300円
	43	【衛生関係】 犬の登録手数料	1件につき	3,000円	1件につき	3,000円	1件につき	3,000円	1件につき	3,000円
	44	狂犬病予防注射済票交付手数料	1件につき	550円	1件につき	550円	1件につき	550円	1件につき	550円
	45	犬の鑑札再交付手数料	1件につき	1,600円	1件につき	1,600円	1件につき	1,600円	1件につき	1,600円
	46	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1件につき	340円	1件につき	340円	1件につき	340円	1件につき	340円
	47	鳥獣飼養許可証の交付・更新・再交付手数料	1件につき	3,400円	1件につき	3,400円	1件につき	3,400円	1件につき	3,400円
	48	生存、死亡及び埋火葬に関する証明手数料					1件につき	250円	合併時に廃止する。	
	49	【農業委員会関係】 連絡測量図の複写手数料					1枚につき	250円	合併時に廃止する。(1に統合)	
	50	土地又は建物に関する証明手数料 (現地調査を要しないもの)			1件につき	200円			合併時に廃止する。(51に統合)	
	51	現地目証明手数料	1筆につき	600円	1筆1件につき 2筆以上5筆まで 1筆増すごとに 6筆以上1筆増す ごとに	500円 300円 100円	1筆につき	250円	1筆1件につき 2筆以上1筆増す ごとに	500円 300円
	52	土地の斡旋に関する証明手数料					1件につき	250円	合併時に廃止する。(85に統合)	
	53	納税猶予に関する農業者適格者証明手数料					1件につき	250円	合併時に廃止する。<無料>	
	54	農業経営基盤強化促進事業に関する嘱託 登記手数料	1件につき	5,000円				<無料>	1件につき	5,000円
	ア 土地の表示の変更の登記			1筆1件につき 1筆増すごとに	2,500円 200円					
	イ 登記名義人の表示の変更、更正の登 記			1筆1件につき 1筆増すごとに	2,500円 200円					
	ウ 所有権移転の登記(相続によるもの を除く)			1筆1件につき 1筆増すごとに	5,500円 300円					



区分	番号	手数料の種類	幕別町		更別村		忠類村		調整の具体的内容	
			単位	金額	単位	金額	単位		単位	金額
2 手 数 料 (つ づ き)	55	【林業関係】 森林施業計画に基づいた立木の伐採又は 譲渡であることの証明手数料			1件につき	200円			合併時に廃止する。(85に統合)	
	56	【建築関係】 優良宅地造成認定申請手数料	1件につき	86,000円			1件につき	86,000円	1件につき	86,000円
	57	優良住宅新築認定申請手数料 (1団の宅地面積が、1,000㎡以上)								
		ア 申請面積 100㎡未満	1件につき	6,200円	1件につき	6,200円	1件につき	6,200円	1件につき	6,200円
		イ " 100㎡以上 500㎡未満	1件につき	8,600円	1件につき	8,600円	1件につき	8,600円	1件につき	8,600円
		ウ " 500㎡以上 2,000㎡未満	1件につき	13,000円	1件につき	13,000円	1件につき	13,000円	1件につき	13,000円
		エ " 2,000㎡以上10,000㎡未満	1件につき	35,000円	1件につき	35,000円	1件につき	35,000円	1件につき	35,000円
		オ " 10,000㎡以上50,000㎡未満	1件につき	43,000円	1件につき	43,000円	1件につき	43,000円	1件につき	43,000円
		カ " 50,000㎡以上	1件につき	57,000円	1件につき	57,000円	1件につき	57,000円	1件につき	57,000円
	58	優良住宅新築認定申請手数料 (1団の宅地面積が、1,000㎡未満)								
		ア 申請面積 100㎡未満	1件につき	6,200円	1件につき	6,200円	1件につき	6,200円	1件につき	6,200円
		イ " 100㎡以上 500㎡未満	1件につき	8,600円	1件につき	8,600円	1件につき	8,600円	1件につき	8,600円
		ウ " 500㎡以上 2,000㎡未満	1件につき	13,000円	1件につき	13,000円	1件につき	13,000円	1件につき	13,000円
		エ " 2,000㎡以上10,000㎡未満	1件につき	35,000円	1件につき	35,000円	1件につき	35,000円	1件につき	35,000円
		オ " 10,000㎡以上	1件につき	43,000円	1件につき	43,000円	1件につき	43,000円	1件につき	43,000円
	59	一般公共用自転車駐車場認定審査手数料	1件につき	5,500円					廃止の方向で調整する。	
	60	建築確認申請手数料							合併時に再編する。	
		ア 床面積 30㎡以下	1件につき	5,000円						
		イ " 30㎡超100㎡以下	1件につき	9,000円						
		ウ " 100㎡超200㎡以下	1件につき	14,000円						
	エ " 200㎡超500㎡以下	1件につき	19,000円							
	オ " 500㎡超	1件につき	34,000円							
61	工作物確認申請手数料	1件につき	8,000円					合併時に再編する。		
62	" (確認を受けた工 作物の計画を変更して工作物を築造する 場合)	1件につき	4,000円					合併時に再編する。		

区分	番号	手数料の種類	幕別町		更別村		忠類村		調整の具体的内容	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手 数 料 ( つ き)	63	建築物完了検査申請手数料							合併時に再編する。	
		ア 床面積 30㎡以下	1件につき	10,000円						
		イ " 30㎡超100㎡以下	1件につき	12,000円						
		ウ " 100㎡超200㎡以下	1件につき	16,000円						
		エ " 200㎡超500㎡以下	1件につき	22,000円						
	オ " 500㎡超	1件につき	36,000円							
	64	工作物完了検査手数料	1件につき	9,000円					合併時に再編する。	
	65	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき	120,000円					合併時に再編する。	
	66	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が2である場合78,000円、建築物が3以上である場合にあつては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算する。						合併時に再編する。	
	67	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1である場合78,000円、建築物が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算する。						合併時に再編する。	
68	同一敷地内建築物以外の建築認定申請手数料	建築物の数が1である場合78,000円、建築物が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算する。						合併時に再編する。		
69	複数建築物の認定の取消し申請手数料	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算する。						合併時に再編する。		
70	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	27,000円					合併時に再編する。		

区分	番号	手数料の種類	幕別町		更別村		忠類村		調整の具体的内容	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手 数 料 ( つ き)		【都市計画関係】 開発行為許可申請手数料								合併時に再編する。
	71	(主として自己の居住の用に供する住宅)								
		ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件につき	11,700円						
		イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件につき	25,000円						
		ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件につき	47,100円						
		エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件につき	91,300円						
		オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件につき	136,300円						
		カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件につき	183,000円						
		キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件につき	228,200円						
		ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件につき	319,500円						
	72	(主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの)								合併時に再編する。
		ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件につき	16,100円						
		イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件につき	34,100円						
		ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件につき	69,700円						
		エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件につき	127,700円						
	オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件につき	209,800円							
	カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件につき	282,600円							
	キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件につき	356,100円							

区分	番号	手数料の種類	幕別町		更別村		忠類村		調整の具体的内容	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手 数 料 ( つ づ き)	73	ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件につき	502,700円					合併時に再編する。	
		(その他の場合)								
		ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件につき	91,300円						
		イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件につき	136,700円						
		ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件につき	205,800円						
		エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件につき	274,500円						
		オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件につき	410,200円						
		カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件につき	538,700円						
		キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件につき	694,300円						
	ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件につき	923,400円							
	74	開発行為変更許可申請手数料	当該申請1件につき次の金額を加算した金額 (その金額が923,400円を超えるときは、923,400円)						合併時に再編する。	
	75	(主として自己の居住の用に供する住宅)							合併時に再編する。	
		ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件につき	1,150円						
		イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件につき	2,500円						
		ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件につき	4,700円						
エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満		1件につき	9,150円							
オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件につき	13,600円								

区分	番号	手数料の種類	幕別町		更別村		忠類村		調整の具体的内容	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手 数 料 ( つ き)		カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件につき	18,300円						
		キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件につき	22,800円						
		ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件につき	32,000円						
	76	(主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの)								合併時に再編する。
		ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件につき	1,600円						
		イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件につき	3,400円						
		ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件につき	6,950円						
		エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件につき	12,800円						
		オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件につき	21,000円						
		カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件につき	28,300円						
		キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件につき	35,600円						
		ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件につき	50,300円						
		77	(その他の場合)							
	ア 開発区域の面積が0.1ha未満		1件につき	9,150円						
	イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満		1件につき	13,700円						
	ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満		1件につき	20,600円						
	エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満		1件につき	27,500円						
オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件につき	41,000円								

区分	番号	手数料の種類	幕別町		更別村		忠類村		調整の具体的内容	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手 数 料 ( つ き)		カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件につき	53,900円						
		キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件につき	69,400円						
		ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件につき	93,200円						
		ケ その他の変更の許可の申請に係る審査	1件につき	10,300円						
	78	用途地域の定められていない土地の区域内における建築物建築特例許可申請手数料	1件につき	49,900円						合併時に再編する。
	79	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1件につき	30,100円						合併時に再編する。
	80	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料								合併時に再編する。
		ア 敷地の面積が0.1ha未満	1件につき	9,500円						
		イ 敷地の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件につき	20,700円						
		ウ 敷地の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件につき	41,100円						
		エ 敷地の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件につき	72,600円						
		オ 敷地の面積が1.0ha以上	1件につき	101,700円						
	81	開発許可地位承継承認申請手数料								合併時に再編する。
		ア 自己の居住の用に供する目的、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する特定工作物で、開発区域の面積が1.0ha未満のもの	1件につき	1,800円						
	イ 住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物で開発区域の面積が1.0ha以上のもの	1件につき	2,850円							
	ウ その他の場合	1件につき	18,200円							
82	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚につき	490円						合併時に再編する。	

区分	番号	手数料の種類	幕別町		更別村		忠類村		調整の具体的内容	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手数料 (つづき)	83	【その他】 被害に関する証明手数料					1件につき	250円	合併時に廃止する。 (85に統合)	
	84	公文書等の写しの交付手数料	A 3まで1枚につき	10円	1枚につき	200円			A 3まで1枚につき	10円
			カラー複写機によるもの	50円					カラー複写機によるもの	50円
	85	その他の証明手数料	1件につき	250円	1件につき	200円	1件につき	250円	1件につき	250円
	86	その他の閲覧手数料			1件につき	100円			合併時に廃止する。	

## 使用料・手数料等の取扱いに関する法令

### 地方自治法(昭和22年法律第67号)

#### (使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

#### (手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

#### (分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する規定を設けることができる。

#### (行政財産の管理及び処分)

第238条の4 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

- 2 行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定める用途に供させるため、政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。この場合においては、次条第3項及び第3項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 5 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法(平成3年法律第90号)の規定は、これを適用しない。
- 6 第4項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。



## 先進事例

### さきやまし 篠山市(兵庫県)

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。

- 1 幼稚園保育料については、西紀町及び今田町の例による。
- 2 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料については、篠山町の例による。
- 3 保育所保育料については、国の保育料徴収金基準額表を参考として、合併時に調整する。
- 4 国民健康保険直営診療所使用料及び手数料については、篠山町の例による。

### 西東京市(東京都)

2市で差異のある使用料、手数料等については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 学校施設使用料及び公園使用(占有)料については、田無市の例による。
- 2 清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。
- 3 事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。
- 4 保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。
- 5 学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。

### おおさきかみじまちょう 大崎上島町(広島県)

- 1 使用料については次のとおり調整する。
  - (1) 同一又は類似施設の使用料は、原則として統一するものとし、料金等は合併時までに調整する。
  - (2) 町独自の施設の使用料は、必要に応じ新町に引継ぐものとし、その料金は合併時までに調整する。
- 2 手数料については次のとおり調整する。
  - (1) 住民負担の公平性を図るため、手数料については合併時に統一する。
  - (2) 国・県に準じる必要のある手数料については、当該金額に準ずるものとする。

### やまがたし 山県市(岐阜県)

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。

手数料については、3町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。

しゅうなんし  
周南市(山口県)

新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2市2町村間で同一または類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。  
ただし、差異の著しいものや事情により調整が困難なものは、当分の間現行のとおりとする。また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする。

あまたかたし  
安芸高田市(広島県)

使用料、手数料等については、次のとおり取り扱うものとする。  
(1) 新市の市民が同一水準のサービスの提供を受ける使用料等については、原則として同一の料金体系となるよう調整するものとし、各種事務事業の取扱いの中で別に定める。また、必要に応じて激変緩和措置を講じるものとする。  
(2) 施設使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同種または類似の施設の使用料は、可能な限り統一に努める。  
手数料については、住民の一体性及び負担の公平性の確保を図る観点から、合併時に統一する。

ふくろいし  
袋井市(静岡県 合併予定 - 平成17年4月1日)

使用料・手数料等については、新市における一体性の確保や負担の適正化等を考慮し、次のとおり調整する。  
1 使用料については、原則として現行どおりとする。  
ただし、施設使用料における類似する施設については、これまでの整備の経緯や規模等を踏まえ、合併時に統一もしくは再編する。  
2 占用料(道路・河川・公園)については、合併時に県の例を基本に再編する。  
3 手数料については、原則として合併時に統一する。

ゆざわし  
湯沢市(秋田県 合併予定 - 平成17年3月31日以前)

1 4市町村で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。  
2 4市町村で差異のある各種施設の使用料については、施設の内容及び建設年度が異なること等から、当分の間、原則として現行のとおりとする。その他の使用料については、原則として統一に向け調整する。  
3 4市町村で差異のある手数料については、住民負担に配慮し、負担の公平の原則により合併時に統一する。